

# みどり通信

第211号 2014. 2. 5

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 生命保険	P11
● 税務	P3	● これからの研修	P12
● 社会保険	P8	● あとがき	P12
● 損害保険	P9	● 営業カレンダー	P13



26年度経営方針発表会開催（1月24日）

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

2月

# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。次の内容は、2月5日のホームページ掲載のものからです。

## 『運がいい男の法則・・・』

プレジデント2014.2.3号に、美輪明宏さんが、「運のいい男の法則」という記事を書かれていました。

・・・いろんな人から悩み事など相談されるとき、私は「正負の法則」のことをお話しします。人生78年の私の経験から言えるのは、いいことも悪いことも起こるのだということ。苦があれば楽もあります。つまり、すべてうまくいかない人生はありませんし、逆に常に順風満帆の人生もありません。正負の法則は、古今東西に共通する宇宙の法則と言うべきものです。時間というものにも、陰と陽、プラスとマイナスの時間があります。うんといい時間がくれば、必ず悪い時間がやってくる。そして悪い時間帯のあとにはいい時間帯が再びやってくる。

だから、誰かが今、悪い時間のまっただ中にいるというのなら、私はこうお伝えしたい。「頭を低くして嵐が通り過ぎるのをお待ちなさい」。そうすれば、いたずらに感情的になったり、悩んだり苦しんだり、酒を飲んだりする必要はありません。冷静でいられるはずです。正負の法則は絶対だから、いい意味で諦めることが賢いのです。

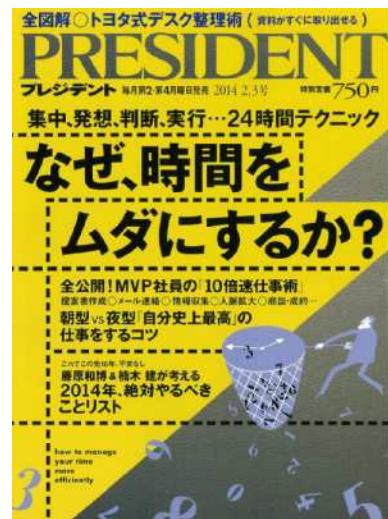
そのような心持ちの人には、ある共通点があります。それは、微笑みを絶やさないこと。感情的で闘争的な人が増え、殺伐とした空気が支配する現代において、彼らはとても人当たりがよく、愛想がいい。もちろん彼らにも試練・苦難といった負の時間が訪れます。

でも、法則を知っているから、たとえ天や地が裂けるような事態に見舞われたとしても、それを冷静沈着に受け止め感情をコントロールできます。

「今、自分は負の先払いをしている」

そのような思考や発想の転換ができるので、心にゆとりができる。自然と微笑みもこぼれるのです・・・・。

・・・・微笑みは幸運を開く鍵。私はそう信じています。微笑んでいる人を嫌う人はいません。大げさでなく、微笑みは「一生の時間」を変えてくれる・・・



・・・・駆け引きに勝つか負けるか。就活に成功するか失敗するか。微笑みがその人の「人生の時間」を左右するのです。時間をいいものにするか悪いものにするかは、その人次第、微笑み次第。地獄極楽は胸三寸にあり、なのです。ニコニコすることは、いわば運を引き寄せる行為。自分をパワースポット化する行為といってもいいのです・・・

また、美輪さんは男性は文化に触れる時間がいささか少なすぎるとも述べています。

クラシックや歌舞伎、美術展などに足を運ぶのはほとんど女性。男性が行くのは会社や飲み屋ばかり。そこで愚痴をこぼしたり上司の悪口を言ったり。

仕事の忙しさにかまけて、心の栄養を補充し、想念を清く美しくする時間を持つらないから、年を取れば取るほど、心の潤いがなくなり、微笑みも減少すると言いかっておられます。

「正負の法則」を理解し、微笑みを絶えず浮かべ、運を引き寄せたいものですね。そのためにも、優れた作品等の文化に触れる時間も大事にしたいと思った次第。

優れた作品や文化に触ることは、登場人物やストーリーに自分の人生を重ね合わせ、疑似体験ができ、それによって幸福の感度も増していくのだとか。

税理士 山 口 昇

## 税務

# 確定申告の時期になりました！

平成25年分の確定申告の時期がやってまいりました。申告に必要となる資料の準備や確認作業等はもうお済みでしょうか？

所得が複数あり、確定申告が必要というかたはもちろんですが、場合によつては、源泉税等が納めすぎとなっており、確定申告で還付を受けないと損してしまっている、などといったケースも見受けられます。

また、医療費控除や寄付金控除等、確定申告をすることにより受けられる控除等もありますので、ご自身やご家族の昨年一年間について振り返っていただき、今一度のご確認をお願いします。

## ◇平成25年分の所得税から適用される主な改正事項◇

1. 平成25年から平成49年までの各年分について、「復興特別所得税」を、所得税と併せて申告・納付することが必要となりました。

復興特別所得税は、各年分における「基準所得額」（原則として、その年分の所得額）に「2.1%」の税率を乗じて計算します。

※申告書の様式が新しくなっております。

昨年までのものは使えませんので、ご注意下さい。

（また、これに伴い、平成25年1月1日以降に生じた所得に係る源泉所得税の徴収にあたっては、復興特別所得税が併せて徴収されています。）

2. 給与等の収入金額から差し引かれる給与所得控除額について、その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合には、245万円を上限とすることとされています。

3. 給与所得者の特定支出控除について、特定支出の範囲に資格取得費や勤務必要経費が追加されていましたり、適用判定の基準について緩和されるなど、改正がなされています。

4. 特定役員退職手当等の退職所得の金額について、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされています。

5. 電子証明書等特別控除については、「平成24年分まで」との適用期限が到来しておりますので、廃止となっています。

6. 「債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例」が創設されました。これは、中小企業の社長様などが、一定の要件を満たす債務処理計画に基づき、自己の資産を会社に贈与した場合に、みなし譲渡課税を適用しないこととするものです。

7. 国外財産調書制度が創設されました。

これは、その年の12月31日において、その価格の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年3月15日（今年は3月17日）までに提出しなければならないこととされました。

## ◇申告の期限、納付期限について◇

平成25年分確定申告の、申告及び納付の期限は、以下の通りです。

- ・所得税及び復興特別所得税・・・平成26年3月17日（月）
- ・消費税及び地方消費税・・・平成26年3月31日（月）
- ・贈与税・・・平成26年3月17日（月）

確定申告書の提出期限と納税の期限は、原則として同じ日になります。そのため、申告書の提出後において、税務署から納付書が送付されたり納税通知書等のお知らせが届いたりはしませんので、ご注意下さい。

**※納税に際しては、口座振替の利用をおすすめいたします。**

所得税及び復興特別所得税、個人事業者にかかる消費税及び地方消費税の納税には、預貯金口座からの振替納税が利用できます。振替納税を利用される場合の振替日は、平成25年分確定申告の場合、

- ・所得税及び復興特別所得税・・・平成26年4月22日（火）
- ・消費税及び地方消費税・・・平成26年4月24日（木）

となっています。振替納税の注意点は以下の通りです。

①初めて利用される方は、口座振替の依頼書を納税の期限までに所轄の税務署又は口座振替を利用する金融機関に提出していただくことが必要です。

②申告期限までに申告書が提出された場合に限り、振替納税制度を利用するすることができます。

③残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限（所得税等は平成26年3月17日、消費税等は平成26年3月31日）の翌日から完納の日までの期間の延滞税を本税に併せて納付する必要があります。この場合、口座振替ではなく現金又は電子納税にて納付しなければなりません。振替日の前には預貯金残高をご確認いただき、残高不足の無いようお気を付け下さい。

④転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続きが必要となります。

⑤インターネット専用銀行等の一部など、振替納税が利用できない場合がありますので、利用の可否については取引先の金融機関にご確認下さい。

⑥対象となる税目ごとに手続きが必要となります。例えば、所得税の振替納税手続きがお済みの方で、新たに消費税及び地方消費税の申告・納税が必要となった場合に、消費税及び地方消費税の振替納税の手続きをしないと、所得税は振替納税、消費税は納付書で現金納付ということになります。

※贈与税については、振替納税の制度はありませんので、ご注意下さい。

## ◇延納制度について◇

所得税及び復興特別所得税と、贈与税の納税にあたっては、「延納」の制度があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告分については、平成26年3月17日まで（振替納税の場合は4月22日）に納付すべき税額の2分の1以上を納付すれば、残りの税額の納付を平成26年6月2日（月）まで延長することができます。（延納期間中は、年1.9%の割合で利子税がかかります。）

贈与税の延納については、納税の期限までに金銭により一時に納付することを困難とする事由がある場合で、その期限までに申告書及び担保提供関係書類を提出するなど、一定の要件を満たすときには、5年以内の年賦による延納をすることができます。延納期間中は、年6.6%の割合で利子税がかかります。

所得税の確定申告は、所得の内容や家族構成、その他その年における状況など、皆さん一人一人の担税力を考慮した税額計算の仕組みとなっています。

個々のケースによって、それぞれ細かい規定等がありますし、また、デリケートな問題も数多く含まれておりますので、まずは早めに担当スタッフまで遠慮無くご相談・お問い合わせをお願い致します。

# 消費税率の引き上げと対応について

消費税及び地方消費税をあわせた税率が、この4月1日より、現行の5%から8%に引き上げられます。また、経済状況等を総合的に勘案した上で、という注釈付きですが、平成27年10月以降の税率については10%への引き上げを予定した改正がなされております。

この、消費税率引き上げ分の円滑かつ適正な転嫁をサポートするため、昨年の10月1日より平成29年3月31日までを期限とし、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(略して、「転嫁対策特別措置法」といいます。)が施行されています。

この転嫁対策特別措置法の内容は、以下の通りになります。

## ①消費税の転嫁拒否等の行為の禁止

- ・「減額」または「買いたたき」の禁止
  - ・「商品購入、役務利用または利益提供の要請」の禁止
  - ・「本体価格（税抜価格）での交渉の拒否」の禁止
  - ・「報復行為」の禁止
- これらは、政府による取締りの対象となり、悪質な違反は、公正取引委員会が「勧告・公表」等を行います。

## ②消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止

- ③「総額表示」義務の緩和、「外税表示」「税抜価格の強調表示」の認容
- ④中小企業における、共同での価格転嫁（転嫁カルテル）、表示方法の統一（表示カルテル）の認容

消費税引き上げ分を価格転嫁できない場合、税込の売上額が変わらない場合には、正味の税抜の売上額が減少しますので、自社の売上や利益の減少を招いてしまうことになります。

また、免税事業者の方も、消費税の納税が不要ということで、売上額に消費税の転嫁をしなくても影響がないと勘違いをしがちですが、仕入や経費に係る消費税額は増加してきますので、最終の利益額は、やはり減少してしまうことになります。

## ◇消費税率の引き上げに伴う注意点や対応について◇

前述の、消費税の転嫁・収益の確保以外にも、いろいろと考えられる注意点や対応について、以下にまとめてみました。それぞれをしっかりとご確認いただき、事前準備をお願いいたします。

## ①経過措置をご確認下さい

適用税率の原則的な考え方は、この4月1日以後に行われる、「商品の引渡し」「役務（サービス）の提供」等については、新税率8%が適用されますが、例外として、特定の取引については、4月1日以後も、旧税率の5%が適用される経過措置が定められています。

この経過措置は取引ごとに要件が異なりますが、例えば、工事の請負等の場合であれば、経過措置の指定日（施行日の半年前）より前の契約か否か等で適用税率が判断されます。それぞれの内容をしっかりとご確認下さい。

## ②経理処理について、書類の整備や事前の準備を行いましょう

税率引き上げ後は、旧税率と新税率が混在し、経理処理の煩雑化が予想されます。

- ・事前に取引先との間で経過措置が適用されるのかどうかを確認しておく
- ・単に税込金額だけでなく、適用税率と税額を明記した請求書等にする
- ・売上の計上基準がどの時点なのか確認・統一しておく
- ・会計システムや販売管理システム等、各種業務システムの設定変更などの対応について、事前に確認し準備しておく

自社の業務内容に合わせ、事前準備をしっかりと行い、施行日を迎えましょう。

## ③納税資金と資金繰りにご注意下さい！

消費税率の引き上げに伴い、たとえ、価格転嫁ができ、利益が変わらない場合であっても、「仕入や諸経費に係る必要資金」や「消費税等の納税額」は増加することになります。事前に、予算計画の策定や資金繰り表の作成・確認を通じて、資金繰り対策を万全にしておくことが必要です。

今回の消費税率引き上げ対策のためだけでなく、常に必要なことですが、十分な運転資金確保のため、

- ・売掛金の回収期間の短縮、早期現金化
  - ・適正在庫の把握、不要在庫の撲滅による現金支出の減少
- 等、自社の改善に努めましょう。

また、消費税等の滞納は、延滞税の発生による更なる資金繰りの悪化や、社会的信用の失墜など、経営に大きな影響を与えてしまいます。金融機関の「納税準備預金」や、消費税等の「任意の中間申告制度」を活用して、計画的に納税資金の確保を実施して下さい。

以上、簡単にまとめてみましたが、詳細等お気付きの点がございましたら、遠慮無く担当スタッフまでお問い合わせ下さい。

<西丸 保幸>

# 社会保険 Q&A

Q

会社から給料が出なくなったので、傷病手当金のお世話になっています。支給金額ですが、給料の6割と聞いていたのですが、私の計算では6割に達しません。どのような計算をするのでしょうか？

A

傷病手当金は、事業主から届出されている標準報酬月額（日額）が計算の基礎になります。この標準報酬月額というのは、被保険者の受ける報酬を、47等級の金額に類型化したものであり、最も低い第1級は5万8,000円から最も高い第47級では121万円となっており、1級ごとに標準報酬月額が定められています。例えば、報酬が14万6,000円以上15万5,000円未満の被保険者の標準報酬月額は15万円（12級）に該当するものとして処理されているわけです。したがって、通常の給料と単純に比較はできません。もし大幅に違うようでしたら、事業主の届出に誤りがあるかもしれませんから、事業主に聞いてみてください。

また、休んでいる期間中に、報酬と認められる手当が支給されている場合は、傷病手当金の支給額から控除されますし、初回の請求の際には、待機期間として、最初に休み始めた日から連続した3日間は支給されませんのでそれらを考え合わせて、もう一度調べてみてください。

Q

慢性胃炎で傷病手当金を受けていますが、悪化して胃潰瘍になり入院することになりました。傷病手当金は慢性胃炎で受け始めてから1年6ヶ月で支給打ち切りになりましたが、胃潰瘍でいただくことはできませんか？

A

傷病手当金の支給期間は、1年6ヶ月です。慢性胃炎は1年6ヶ月で支給打ち切りになったわけですが、この支給期間は、同一の疾病または負傷およびこれによって発した疾病について支給をはじめた日より計算されますので、慢性胃炎が悪化して胃潰瘍になったものであれば、同じ疾病が治癒していないですから、胃潰瘍を別疾病として傷病手当金を支給することはできません。

## 自動車保険

# 「自動車保険の概要と必要性」

現在、自動車は便利で身近な移動手段として、また、企業の営業活動や流通の手段として、私たちの暮らしや社会に当たり前に溶け込んでいます。自動車のない社会は、今では考えられないといったところでしょう。

自動車は私たちの暮らしに便利さや豊かさをもたらしてくれますが、一方では交通事故を数多く生み出してしまうことも忘れてはいけません。

交通事故をおこしてしまった時に加害者は、「刑事上の責任」、「行政上の責任」および「民事上の責任」の3つの責任を負うことになります。

### ●交通事故をおこした時に負う3つの責任

刑事上の責任	業務上過失致死罪や危険運転致死罪などの適用を受け、懲役、禁固、罰金などの処罰が行われます。
行政上の責任	行政処分として運転免許の取消や停止、減点、反則金などの処分が行われます。
民事上の責任	不法行為によって他人に損害を与えた者は、その損害を賠償する責任を負うとされており、金銭で損害を賠償します。

### ●交通事故により想定されるリスクと保険

対象	相 手		自 分	
ヒト	リスク	他人を死傷させてしまった場合の損害賠償責任	リスク	自らの死傷に対する治療費等
	保険	自賠責保険 対人賠償保険	保険	傷害保険
モノ	リスク	他人の財物を損壊させてしまった場合の損害賠償責任	リスク	自分の車両の損壊の修理費等
	保険	対物賠償保険	保険	車両保険

※最近の交通事故例でも多額な賠償金が発生した実例が数多くあります。

(参考) 高額賠償判決例

● 人身事故の高額賠償判決例

認定総損害額	被害者	職業	被害態様	裁判所	判決年月日
3億8,281万円	男29歳	会社員	後遺障害	名古屋地裁	2005.5.17
3億7,886万円	男23歳	会社員	後遺障害	大阪地裁	2007.4.10
3億6,750万円	男38歳	開業医	死亡	大阪地裁	2006.6.21
3億6,243万円	男14歳	中学生	後遺障害	仙台地裁	2009.11.17
3億5,978万円	男25歳	大学研究科員	後遺障害	東京地裁	2004.6.29

● 物損事故の高額賠償判決例

認定総損害額	被　害　物　件	裁判所	判決年月日
2億6,135万円	積荷（呉服・洋服・毛皮）	神戸地裁	1994.7.19
1億3,580万円	店舗（パチンコ店）	東京地裁	1996.7.17
1億2,036万円	電車・家屋・線路	福岡地裁	1980.7.18
1億1,347万円	電車	千葉地裁	1998.10.26
6,124万円	積荷	岡山地裁	2000.6.27

●自動車保険には、自賠責保険（強制保険）と自動車保険（任意保険）に大別できます。

自賠責保険は他人を死傷させてしまった場合に備える保険であり、自動車保険は様々なリスクに対応して、各種補償が用意され、その組合せにより構成されております。

また、任意の自動車保険には、おおまかに区分して①交通事故の相手方への賠償に関する「賠償責任保険」、②運転者・同乗者等のケガに関する「傷害保険」、③車の破損に関する「車両保険」の3つがあります。

ご自分のかけている自動車保険の補償内容を再度確認し、万が一の事故の時に備えたいものです。

担当 星野 千香子

# 経営者のための生命保険講座 第165回

## 長期借入金残高に対する合理的な保障額設定をご存じですか？

### 長期借入金残高の減少イメージ

借入金1億円、返済期間15年、金利2.0%（固定金利）、元金均等返済の例



### 生命保険による長期借入金返済に対する保障

○一般的なご提案○

#### 定期保険

◆保険期間中は、保障額は一定です。

○借入金残高が減少する場合のご提案○

#### 収入保障保険

- ◆保障額は保険期間の経過とともに減少します。（借入金残高の減少と同じイメージです。）
- ◆年金は一括して受け取ることも可能です。
- ◆保障額が毎月通減していくため、定期保険と比べ、保険料が割安です。

※上記の保障内容は一般例であり、生命保険会社により異なります。



長期借入金返済対策として合理的な保障を準備しませんか？

[借入金残高が減らない場合は、定期保険による対策が合理的である場合があります]

ご不明な点等ありましたらお気軽にご相談ください。

<担当：西丸保幸>

# これからのお研修

● 原点の会

三条商工会議所

3月28日（金） 9:00 ~ 11:30



## あとがき

先日「そちらにピアノを弾く高校生の女の子はいますか?」という電話が我が家にありました。

その方は、娘が通っていたピアノ教室の発表会にこられ、娘の演奏を聴いて「とってもすばらしかった」と言ってくださった方でした。

あれから約1年、「今あの女の子はどうしているだろうか、まだピアノを続けているだろうか」とわざわざ電話帳で番号を調べ、連絡をしてくださいました。

『自分の演奏がその方に感動を与えることができた』ことは、娘にとって、とてもうれしい出来事でした。大学受験のため今はピアノを休んでいますが、またいつかピアノをはじめてくれるといいなと思います。

事務所の方針書の中にも「お客様・スタッフ・社会（三方よし）に『感動』を与えられる事務所を目指します」とあります。

『私ができることは何なのか』『お客様に寄り添うとは何なのか』をいつも考えながら行動し、感動していただけるような行動ができるよう努力したいと思います。

吉村みゆき

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	



日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp